

○ 地方行政委員会

内閣提出法律案（八件）

										番号	
										件名	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	
										送付月日	
										本院に受領	
										又は(衆)へ	
										送付月日	
										提出	
										月日提出	

地方交付税法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院
送付）

御報告いたします。

五九、二、八 内閣提出

二、二三 衆可決

二、二四 参可決

要旨

本案は、昭和五十八年度補正予算において、同年度分所得税の減税等による減収見込額が歳入に計上されたことに伴い、地方交付税交付金においても当初予算計上額に対して八百三十二億円の落ち込みを生ずることとなつたため、地方交付税の総額の確保に資する措置として、昭和五十八年度分の地方交付税交付金に特例加算額を三百一十二億百九十五万円加えようとするものである。

なお、右の外、予算上の補てん措置として昭和五十七年度決算に伴う精算分五百九億九千八百五万円が充てられることとなつてゐる。

委員長報告

送付

ただいま議題となりました法律案は、昭和五十八年度地方交付税の総額について、所得税収入の減額補正に伴う落ち込み額を補てんするため、約三百一十二億円の特例加算をする」ことを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、補てん措置における国の責任範囲、今後の地方財政対策の方針等について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、討論を行い、採決の結果、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院
送付）

五九、二、二四 内閣提出

二、二八 衆本会議趣旨説明

三、二三 参本会議趣旨説明

三、二七 衆可決

三、三一 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和五十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除について、基礎、配遇者、扶養の各控除額を

二十五万三千円（現行二十二万円）に、老人配遇者、老人扶養の各控除額を二十六万三千円（現行二十三万円）

に、同居特別障害者扶養（配遇者）控除額を二十九万三

千円（現行二十五万円）に、同居老親等扶養控除額を三

十万三千円（現行二十六万円）に、それぞれ引き上げる。

二、昭和六十年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の所得控除について、基礎、配遇者、扶養の各控除額を二十六万円に、老人配遇者、老人扶養の各控除額を二十七万円に、同居特別障害者扶養（配遇者）控除額を三十万円に、同居老親等扶養控除額を三十一万円に、それぞれ引き上げる。

三、個人の道府県民税及び市町村民税の障害者控除、老年者控除、寡婦（寡夫）控除及び勤労学生控除の額をそれぞれ二十四万円（現行二十一万円）に、特別障害者控除

額を二十六万円（現行二十三万円）に引き上げる。

四、個人の道府県民税及び市町村民税において、生命保険等の契約のうち、一定の要件に該当する個人年金保険等の掛金について、現行の生命保険料控除の別枠で、年三千五百円（支払掛け金を限度とする）を所得控除する制度を設ける。

五、個人の道府県民税及び市町村民税における障害者等の非課税の範囲を、合計所得金額百万円（現行八十万円）までとする。

六、市町村民税の所得割の最低税率を二十万円以下の金額二・五%（現行三十万円以下二%）に改める等、税率及び適用区分の調整を行うとともに、道府県民税及び市町村民税の所得割額並びに所得税額の合計額が、市町村民税の所得割に係る課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額並びに市町村民税の分離課税に係る所得割に係る退職所得の金額の合計額の百分の七十八（現行百分の八十）を超えることがないように改める。

七、当分の間、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が二十九万円（現行二十七万円）に本人、控除対象配遇者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、

控除対象配遇者又は扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。

八、法人の道府県民税及び市町村民税の均等割の税率をおおむね二・五倍に引き上げるとともに、制限税率については法人等の区分に応じ標準税率に一・二を乗じて得た税率とする。

九、自動車税及び軽自動車税について、自家用はそれでおおむね十五%、十%、営業用はおおむね五%の税率の引上げを行う。

十、国民健康保険税の課税限度額を三十五万円（現行二十八万円）に引き上げるとともに、昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十六万円（現行二十四万円）に一定の金額を加算した金額とする。

十一、国際科学技術博覧会の開催に伴う特例として、国際科学技術博覧会協会等に対する住民税及び事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税を非課税とする等の措置を講ずる。

十二、道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の

事業税の徴収猶予制度を廃止するとともに、地方税に関する調査について官公署等への協力要請等に関する規定を設ける等、地方税における納税環境の整備を図ることとする。

十三、地方道路譲与税法等の地方譲与税の譲与時期又は譲与時期ごとに譲与すべき額について、所要の経過措置を講じた上、三月期に譲与することとしていた三月における収入見込額を次期譲与時期に譲与することに改める等の改正を行う。

以上のほか、住民税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税、電気税、特別土地保有税、自動車取得税、事業所税、日本国有鉄道の市町村納付金などに適用される非課税措置または課税標準の特例措置等について所要の整理合理化を行うほか、地方税負担の適正化等を図ることとする。

なお、施行期日は、電気税に関する改正は昭和五十九年六月一日、市町村民税の分離課税に係る所得割の税率等の改正は昭和六十年一月一日、昭和六十年度分以降の年度分の道府県民税及び市町村民税の所得控除の引上げ、個人年金保険等の所得控除制度の創設、市町村民税の所得割の税率及び適用区分の改正、道府県民税及び市町村民税の所得

割の賦課制限の引下げ、株式等の配当所得並びに証券投資信託の収益分配に係る特例措置の延長、みなし法人課税を選択した場合の特例措置の延長、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る納期限の特例措置の延長等の改正は昭和六十年四月一日、その他の改正は昭和五十九年四月一日である。

委員長報告

御報告いたします。

まず、地方税法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、個人の住民税について基礎控除等の所得控除額を引き上げる等所要の措置を講ずること、法人住民税の均等割税率の引上げ、自動車税及び軽自動車税の税率を調整すること、納税環境の整備を図ること、地方道路譲与税等の譲与時期等の見直しを行うことなどを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、低所得者に対する負担の軽減、不公平税制のは正、法人事業税のあり方、市町村税源の充実等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、次いで、日本共産党提出の修正案について提案趣旨の説明が行われました。

討論に入りましたところ、日本社会党を代表して志苦委員、公明党・国民会議を代表して原田委員、民社党・国民連合を代表して三治委員よりそれぞれ修正案及び原案に反対、自由民主党・自由国民会議を代表して真鍋委員より修正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して神谷委員より修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終局し、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数により否決され、本法律案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案には、地方財源の充実等に関する附帯決議が付せられました。

次に、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、人口急増市町村の消防施設に係る国庫補助率の特例措置について、所要の調整措置を講じつつ、昭和六十二年度まで延長することを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、消防の当面する諸問題について

質疑を行いました。

質疑を終局し、日本共産党提出の修正案について趣旨説明があり、討論の後、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては、消防力の強化等に関する附帯決議が付せられました。

以上、御報告いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一九号）（衆議院送付）

五九、

二、二四 内閣提出

二、二八 衆本会議趣旨説明

三、二三 参本会議趣旨説明

四、二五 衆可決

五、一八 参可決

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、昭和五十九年度以降交付税及び譲与税配付金勘定において新たな借入れ措置を原則として行わないこととしたことに伴い、これに代わつて当分の間、地方交付税の総額について、法律の定めるところにより、その安定的な確保に資するため必要な特例措置を講ずることとする。

（昭和五十九年度にあつては千七百六十億円を加算。）

二、既往の交付税及び譲与税配付金勘定の借入金のうち国が負担することとされていた額に相当する借入金（五兆八千二百七十七億六千三百万円）については、当該借入金を国の一般会計へ帰属させるとともに、残余の同勘定の借入金（五兆六千九百四十一億千五百万円）については、今後これに係る利子を含めて地方が負担することとし、あわせて当該借入金の償還期間を昭和六十六年度から昭和七十五年度までに変更することとする。

三、昭和五十九年度から昭和七十五年度までの各年度分の地方交付税の総額は、地方交付税法第六条第一項の額（所得税、法人税、酒税の三二一ペーセント等）から各年度における交付税及び譲与税配付金勘定の借入金減少額と利子の支払に充てるため必要な額との合算額を減額した額とする。

(一) (二)の措置により、昭和五十九年度分の地方交付税の総額は、八兆五千二百一十六億六千五百万円と見込まれている。)

四、一により、昭和五十九年度の特例措置として加算される千七百六十億円のうち三百億円に相当する額については、昭和六十六年度及び昭和六十七年度の兩年度において、当該各年度の地方交付税の総額からそれぞれ百五十億円ずつ減額することとする。

五、基準財政需要額の算定方法を改正し、生活保護基準の引上げ、老人保健制度の実施等福祉施策に要する経費、教職員定数の改善及び私学助成等教育施策に要する経費、公園、清掃施設、市町村道、下水道等住民の生活に直結する公共施設の維持管理に要する経費並びに過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費の財源を措置し、あわせて投資的経費については地方債振替後の所要経費の財源を措置するとともに、昭和五十八年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

ただいま議題となりました三法律案について御報告いたします。

まず、地方交付税法等の改正案は、地方交付税の総額について、交付税特別会計における新たな借り入れ措置にかえて、当分の間、法律により必要な特例措置を講ずること、昭和五十九年度分の総額の特例措置として千七百六十億円を加算すること、加算額のうち三百億円は後年度の交付税総額から減額すること、昭和五十九年度分借入金限度額のうち約二分の一を国の一般会計に帰属させるとともに、残余の額は地方の負担とし、償還期間を変更すること、各種の制度改正等に伴う行政経費に係る単位費用を改めること等を主な内容とするものであります。

次に、地方公共団体手数料規定の合理化法案は、大麻取締法外八法律に定める国の機関委託事務に係る申請等手数料について、その額を実費を勘案して政令で定めるよう規定の合理化を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して質疑を行いましたところ、地方財政の健全化方策、借り入れ制度の変更に伴う財源保障、給与の適正化指導、手数料の引上げ基準等の諸問題について熱心な質疑が行われ、またその

間、地方交付税制度について参考人の意見を聴取するなど慎重な審査を行いました。

両案の質疑を終局し、まず地方交付税法等の改正案について討論に入りましたところ、日本社会党を代表し佐藤委員、公明党・国民会議を代表して原田委員、日本共産党を代表して神谷委員、民社党・国民連合を代表して小西委員よりそれぞれ反対、自由民主党・自由国民会議を代表して真鍋委員より賛成の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しましては交付税総額の確保を図ること等の附帯決議が行われました。

次いで、地方公共団体手数料規定の合理化法案について採決を行いましたところ、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、地方公務員等共済組合の年金額を改定する法案について御報告いたします。

本法律案は、地方公務員共済組合の年金額につき、恩給法等の改正内容を参照し、引上げ措置を講ずるほか、給付等の算定の基礎となる給料の最高限度額を引き上げるこ

と等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、共済制度の当面の改善措置、年金制度の一元化、年金額改定の実施時期等の諸問題について熱心な質疑が行われました。

質疑を終局し、日本社会党提出の修正案について提案理由の説明を聴取し、討論の後、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は賛成多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案(閣法第三一号)
(衆議院送付)

五九、二、二八 内閣提出
三、二九 衆可決
三、三一 参可決

要旨

本法律案は、人口急増市町村における消防施設の整備に係る国庫補助率を二分の一以内とする特例措置の適用期限

を五年延長し、昭和六十三年度までとするとともに、政令で定める人口急増市町村に対する国庫補助率を七分の三以内とすることを主な内容とするものである。

委員長報告

地方税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照
(閣法第三八号)(衆議院送付)

五九、三、一三 内閣提出

四、二五 衆可決
五、一八 参可決

要旨

本法律案は、次の法律に定める地方公共団体の行う国の機関委任事務に係る手数料について、経済情勢等の変化に対応し、費用負担の適切な調整に資するため、その額を実費を勘案して政令で定めることとするよう規定の合理化を図ろうとするものである。

一、大麻取締法(免許申請等手数料)

二、狂犬病予防法(登録申請手数料)

三、家畜商法(免許申請手数料)

四、漁船法(登録申請等手数料)

五、水洗炭業に関する法律(登録申請手数料)

六、建築基準法(確認申請等手数料)

七、建築土法(免許申請等手数料)

八、宅地造成等規制法(許可申請手数料)

九、都市計画法(開発許可申請手数料)

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

照

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第四六号)(衆議院送付)

五九、三、二二 内閣提出

五、一五 衆修正

五、一八 参可決

低保障額を引き上げる。

(三) その他

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方公務員共済組合制度の改正

(一) 既裁定年金の年金額の引上げ

地方公務員等共済組合法に基づく年金について、恩

給等における措置を参考し、地方公務員等共済組合法の施行日前（昭和三十七年十二月一日以前）の期間に係

る年金額については恩給の措置に準じて昭和五十九年

三月分以後、同法の施行日以後の期間に係る年金額については同年四月分以後、昭和五十八年度の公務員給与の改善内容に準じ、約二パーセントそれぞれ引き上げる。

(二) 退職年金等の最低保障額の引上げ

1 普通恩給の最低保障額の引上げに伴い、長期在職者等に係る退職年金及び障害年金の最低保障額を引き上げる。

2 増加恩給の増額及び公務扶助料の最低保障額の引上げに伴い、公務による障害年金及び遺族年金の最

1 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の最高限度額を四十五万円に引き上げる。

2 全国市町村職員共済組合連合会の行う短期給付に係る財政調整事業の対象に、都市職員共済組合の短期給付に係る事業を加える。

二、地方団体関係団体の職員及び地方議會議員の年金制度の改正

地方団体関係団体の職員の年金制度について、地方公務員の共済組合制度の改正に準じ所要の措置を講ずるとともに、地方議會議員共済会が支給する退職年金等について増額改定を行う。

三、実施期日

前期の措置は、昭和五十九年四月一日から実施する。

ただし、一の(一)の措置は同年三月一日から、一の(三)の2の措置は昭和六十年四月一日から、それぞれ実施する。

なお、衆議院において、本法律案の施行期日について、政府原案の「昭和五十九年四月一日」を「公布の日」とすること等修正が行われている。

委員長報告

地方交付税法等の一部を改正する法律案の委員長報告参考照

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案（閣法第八一号）
(衆議院送付)

- 五九、 四、二四 内閣提出
- 七、六 衆修正
- 八、一 参本会議趣旨説明
- 八、八 参可決

要旨

本案は、最近における風俗環境及び少年非行の実態等にかんがみ、従来風俗営業、深夜における飲食店営業の規制等について都道府県の条例に委ねられていた事項を法律事項として改正措置を講ずるとともに、風俗関連営業等の規制、風俗環境の浄化等のため所要の改正を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律」に改める。

二、新たに目的規定を設け、本法律の目的を、風俗営業及び風俗関連営業等に関し、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止のための措置を講ずるとともに、風俗営業の業務の適正化を促進する等の措置を講ずることとする。

三、風俗営業に関して次のように規定を整備する。

(一) スロットマシン、テレビゲーム機等射幸心をそそるおそれのある遊技に用いることができるもので、国家公安委員会規則に定める遊技設備を備えるゲームセンター等の営業（旅館業等における施設を除く。）を新たに許可対象営業とする。

(二) 営業の許可、許可の基準、許可手続、許可証、許可証の掲示義務、相続等について規定し、欠格事由として、暴力団員、覚せい剤中毒者等を規定する。

(三) 営業所における構造・設備基準の維持、営業時間の制限、照度の規制、騒音・振動の規制、広告及び宣伝の規制、料金の表示、十八歳未満の年少者の立入禁止の表示、遊技料金等の規制、営業所管理者の選任等風俗営業者の遵守すべき事項等について規定するととも

に、風俗営業者に係る禁止行為について所要の整備をはかる。

深夜の範囲を現行の午後十一時以降から午前零時以降に改める。

(四) 遊技機について、設置機の規制及び認定、型式の規格検定制度、指定試験機関に関する規定を新設する。

(五) 遵守事項違反に対する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の行う指示について規定し、営業許可の取消し、営業の停止等の規定を整備する。

四、風俗関連営業を規制し、次のような規定を設ける。

(一) 個室付浴場業、モーテル営業のほか、いわゆるストリップ劇場、のぞき劇場、ラブホテル、アダルトショッピング等を風俗関連営業とする。

(二) 風俗関連営業について、営業等の届出、営業の禁止区域、営業時間の制限、風俗関連営業者の禁止行為、公安委員会の指示、営業の停止及び廃止、停止処分を受けた営業所における標章のはり付け等について規定する。

五、深夜における飲食店営業の規制等について次のように規定を整備する。

(一) 営業所における構造・設備基準の維持等深夜飲食店営業者の遵守事項について規定を整備するとともに、

(二) 飲食店営業における十八歳未満の年少者の業務の従事及び客としての立入りについて、所要の規制を行う。

(三) 深夜におけるバー、酒場等の酒類提供飲食店営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)に関して、営業等の届出、営業区域の規制等について規定する。

(四) 飲食店営業者に対する公安委員会の指示及び営業の停止について規定する。

六、風俗営業者、風俗関連営業者及び深夜飲食店営業者は、営業所ごとに、従業者名簿を備えることとし、また、この法律の施行に必要な限度において、公安委員会は、風俗営業者等に対し、業務に関する報告、資料の提出を求めることができることとし、警察職員は、営業所(客が在室する個室は除く。)に立ち入ることができるることとする。

七、公安委員会の委嘱による少年指導委員の制度を設けることとし、その資格要件、職務、守秘義務等について規定する。

八、都道府県風俗環境浄化協会及び全国風俗環境浄化協会

の設置及びその事業内容等に関する規定を新設する。

九、公安委員会による処分の際の聴聞、営業許可等にかかる手数料、風俗営業者団体の届出、法令違反に対する罰則等について、規定を整備する。

十、改正案は、公布の日から六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本案は、衆議院において修正されており、修正部分の主な内容は次のとおりである。

一 ゲームセンター等に午後十時以後十八歳未満の者を立ち入らせてはならないとする規定等について、都道府県の条例により、十八歳以下の年齢を定め、その者について、午後十時前の時を定めることができるものとする。

二 風俗営業者又はその代理人は管理者の助言を尊重し、その使用者その他の従業者は管理者の指導に従わなければならぬこととともに、管理者の解任について、公安委員会の「命令」を「勧告」に改める。

三 警察職員の立入検査等の規定について、現行法の「立入」に関する規定に即して整備する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案は、最近における風俗環境の悪化と少年非行の実態に対処するため、目的規定を新設するとともに、ゲームセンター等の遊技場を風俗営業の許可対象営業とすること、従来都道府県の条例事項とされていた風俗営業及び深夜飲食店営業に対する規制を法律事項として所要の措置を講ずること、個室付浴場、ストリップ劇場その他の性風俗に関する営業を風俗関連営業と規定し、営業の禁止区域の設定その他の規制を行うこと、公安委員会に対する業務報告、警察職員の立入りについて規定すること、遊技機の認定、型式の検定及び試験機関、少年指導委員、風俗環境浄化協会の指定等の制度を設けること、罰則規定を整備すること等を主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府の提案理由及び衆議院の修正趣旨の説明を聴取した後、警察行政の基本姿勢、少年非行の実態と対策、風俗営業の許可、風俗関連営業の規制強化、警察職員の立入り、少年指導委員及び風俗環境浄化協会のあり方等の諸問題について熱心な質疑が行われました。その間、問題の重要性にかんがみ、青少年問題対策、風

56	4	番号
律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法	件名
		提出
三二六	九、二〇	月日提出
受領	受領	本院に受領 又は(衆)へ 送付 月日
四二五	四二五	九、三三 (予)
可決	五二七	付委員会 議員 決会 可 決
可決	五二八	付委員会 議員 決会 可 決
三二六	九、二〇	付委員会 議員 決会 可 決
可決	四二〇	議本 院 議 可 決
可決	四二五	議本 院 議 可 決
		備考

内閣提出法律案（二件）

○法務委員会

俗環境浄化対策等について、二日にわたり、関係各界の参考人の出席を求め意見聴取を行うなど、慎重な審査を行いました。

質疑を終局し、次いで日本共産党提案の修正案について趣旨説明があり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して佐藤委員より、修正案及び原案に反対、民社党・国民連合を代表して三治委員より、修正案に反対、原案に賛成、日本共産党を代表して神谷委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終え、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会におきましては、本法律案の審議経過等をふまえ、風俗営業の規制等の改善対策確立に関する決議を行ふとともに、風俗営業等に関する小委員会を設置して風俗営業等に関する制度及び運用について今後も調査、検討を行うことといたしました。

以上、御報告いたします。